

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	平成29年1月20日（金）午前10時00分から午前10時55分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	（出席委員） 横道委員、岡本委員、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、濱野委員、大川委員 （説明員） 健康福祉部長、健康福祉部生活福祉課長、生活福祉課主幹 （事務局） 総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事
議 題	議題1 会長の互選及び職務代理者の指名について 議題2 臨時福祉給付金事業実施に伴う個人情報の収集及び目的外利用について 議題3 個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について 議題4 その他
会議資料	資料1-1 報告書（写） ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○職務代理者 それでは、議題1「会長の互選及び職務代理者の指名について」を議題とする。審議会の会長は、西東京市個人情報保護審議会規則第2条の規定により委員の互選により定めることとなっている。また、会長職務代理者は、会長が指名することとなっている。会長について、推薦等の意見はあるか。</p> <p>○委 員 横道委員を推薦する。</p> <p>○職務代理者 それでは、私の方で会長を務めさせていただくがよろしいか。</p> <p>○各委員 異議なし。</p> <p>○会 長 それでは、会長職務代理者には、岡本委員を指名する。</p> <p>○会 長 次に議題2 臨時福祉給付金（経済対策分）事業実施に伴う個人情報の収集及び目的外利用について、担当課からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 本件は、当審議会が平成28年6月1日付けで答申を行った、臨時福祉給付金事業に係る個人情報の収集及び目的外利用について、事業の延長に伴い、収集及び目的外利用を延長したいという趣旨か。</p> <p>○説明員 答申をいただいた後に、国の2次補正予算が生まれ、臨時福祉給付金（経</p>	

- 濟対策分) という新たな給付金の支給が決定されたため、平成 29 年 9 月 30 日までの延長を求めるものである。
- 会 長 経済対策分についても、前回の給付金の給付事業と同じスキームで実施されるのか。
- 説明員 資料 1 - 2 に示す趣旨、概要、スケジュール、周知方法等により実施するものである。
- 会 長 平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者は、平成 28 年度に 1 万 5 千円が既に支給され、再度、同一の金額が支給されるということか。
- 説明員 平成 28 年度臨時福祉給付金では既に 3 千円が支給されており、経済対策分の実施によりさらに 1 万 5 千円が支給される。
- 委 員 支給対象人数は、前回から変わらないのか。
- 説明員 平成 28 年 1 月 1 日時点で市民税が課税されていない者が対象となっている。税額更正等により対象者に変動が生じる可能性があり、臨時福祉給付金（経済対策分）から新たに対象となる者もいると想定している。
- 委 員 収集及び目的外利用する個人情報、前回と同じ情報ということでしょうか。
- 説明員 障害基礎年金又は遺族基礎年金受給者の情報を除くこと以外は、同じである。
- 会 長 それでは、臨時給付金事業実施に係る個人情報の取り扱いについては、今後とも適正に実施されるようお願いしたい。
- 会 長 次に議題 3 個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について、担当課からの説明を求める。

【担当課から説明】

- 会 長 現公平委員会は、西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合の 3 団体で構成されているのか。
- 説明員 そのとおりである。現在は、これらの 3 団体により公平委員会を共同設置しており、事務の取扱い等は概ね西東京市に準じて処理している。平成 29 年 4 月 1 日以降は、別団体である東京都市町村公平委員会に加入することとなる。
- 会 長 平成 29 年 4 月 1 日以降は、個人情報関係は、どの団体が管理するのか。
- 説明員 東京自治会館にある東京都市長村職員退職手当組合という一部事務組合が東京都市町村公平委員会の代表団体であり、代表団体の規程に基づいて管理する。
- 委 員 西東京市から公平委員会はなくなるのか。
- 説明員 庁内からはなくなるが、不服申立て等があれば、東京都市町村公平委員会に申出をすることとなる。
- 委 員 加入団体に係る不服申立てを東京都市町村公平委員会が処理するということがよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委 員 機関等を共同設置化することにより事務処理の効率化等を図るものと理解するが、東京都市町村公平委員会には現在いくつの団体が加入しているのか。
- 説明員 加入団体の明確な数をお示しできないが、旧田無市・旧保谷市以降に市制

施行した国立市以降の市町村が全て加入している。26 市中半分が東京都市町村公平委員会に、その前に市制施行した市は東京都市公平委員会に加入している。いずれの公平委員会も事務局は東京自治会館内にある。

- 委員 東京都市町村公平委員会と東京都市公平委員会を統合する計画はないのか。
- 説明員 統合する計画はないと聞いている。
- 会長 それでは、そのような趣旨で条例改正を行うということで報告を承る。
- 会長 次に、その他の議題として、事務局からの説明を求める。

【参考資料について、担当課から説明。】

- 委員 西東京市が個人情報保護委員会の運用検査の対象団体となった経緯について説明してほしい。
- 説明員 委員会は、今後、全自治体に対し本格的な検査を実施するとしているが、政令市及び小規模自治体を対象にプレ検査を実施してきたようである。その中で、人口 20 万人規模の自治体として当市が選定された。
- 委員 検査の規模及び内容はどのようなものか。
- 説明員 検査の内容は、主に市の情報セキュリティポリシー運用状況や特定個人情報の安全管理措置ガイドラインの遵守状況に係るものであった。市のネットワーク及び情報システムを統括する情報推進課、マイナンバーを取り扱う市民課、市民税課及び障害福祉課、情報セキュリティポリシーの運用部門である総務法規課並びに職員研修を所管する職員課を対象として、システムの管理状況、職員に対する研修内容、情報セキュリティポリシーに基づく自主点検及び内部監査の実施状況、記録媒体の管理状況、パスワードの管理等の検査がなされた。
- 委員 検査を受けるに当たっての体制作りはどうなっているのか。
- 説明員 市の情報セキュリティ対策会議を中心に関係各課に周知徹底を実施していく。
- 会長 委員会は、自治体に対する検査権限を持っているのか。
- 説明員 委員会は、番号法第 38 条の規定により、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対する検査権限を持っている。
- 委員 この検査を機に、市の情報セキュリティのレベルは向上すると思われる。これを契機に情報セキュリティに対する体制作りをより徹底していただきたい。
- 説明員 引き続き、情報セキュリティのレベルの向上に努めてまいりたい。
- 会長 サイバー攻撃への対策はどのように実施しているのか。
- 説明員 当市においても、多数の不審メールを受信している状況である。これらについては、受信の都度、添付ファイルを開封しないよう庁内に注意喚起を実施している。また、今年度中に、添付ファイルの無害化処理システムの導入を予定している。これにより、不審メールの受信を回避することができると想定している。
- 委員 個人情報の漏洩は、ヒューマンエラーによるものが圧倒的に多い。先般の中野区の臨時職員による個人情報漏洩事件もあったことから、派遣職員に対する検査の実施についても検討の余地があると思われる。
- 説明員 臨時福祉給付金事業に従事する派遣職員に対しては、情報セキュリティポリシーを分かりやすく解説したハンドブックに沿って、事業開始当初から

研修を行っている。庁内の情報セキュリティ研修についても毎年度実施しているが、臨時職員は入れ替わりが多く、十分注意していく必要があると考えている。

○会 長 それでは、以上で本日の審議会は、閉会とする。